

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

皇宮警察本部副本部長
各管区警察局総務担当部長
警視庁警務部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
庁内各課長

警察庁丁人発第199号
令和2年4月1日
警察庁長官官房人事課長

新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた職場教養における術科訓練の中断について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策については、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の下に設置された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)を踏まえ、感染症防止対策への取組の強化を図っているところであるが、新型コロナウイルス感染症の一部地域での拡大が見られる状況に鑑み、当面の間、職場教養における術科訓練(特練を含む)を中断されたい。

再開については、別途指示する。